

広島県告示第千九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

令和五年九月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
新	旧		
高屋整形外科	友兼整形外科	東広島市高屋町杵原一七 七一番地一	令和五年七月二二 日
広島県公立大学法人 県立広島大学保健福祉学部 附属診療所	公立大学法人県立 広島大学保健福祉 学部附属診療所	三原市学園町一番地一	令和三年四月一日